

第1回 匝瑳市市民協働推進協議会

日 時：令和元10月23日（水）午後2時

場 所：匝瑳市民ふれあいセンター

2階 第3会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 議 事

(1) 匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱等の見直しについて

(2) 市民協働研修（職員研修）の開催について

(3) 勝又康之委員提案議題について

①匝瑳市市民協働推進協議会の活動の在り方について

②市民を鼓舞する協働の定義について

③市民活動サポートセンターの機能発揮について

④平成31年に2回にわたり開催した検討会の総括と活動への反映方法

について

(4) その他

5 閉 会

匝瑳市市民協働推進協議会委員名簿

No.	氏名	所属団体
1	鎌形廣行	匝瑳市社会福祉協議会会长
2	木内千鶴	匝瑳市ボランティア連絡協議会副会长
3	大木すみ江	匝瑳市商工会女性部長
4	勝股一裕	匝瑳市区長会理事
5	越川竹晴	匝瑳市農業振興会理事
6	中村謙	八日市場青年会議所理事長
7	佐藤隆之	匝瑳市青少年相談員連絡協議会会长
8	勝又康之	一般公募
9	林誠	一般公募
10	加瀬功一	一般公募
11	森田俊一	一般公募

(任期:令和2年9月19日)

議題（1）匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱新旧対照表

〈参考：次回法令審査会11月22日（金）〉

別表第1 (第2条、第4条関係)		別表第1 (第2条、第4条関係)	
改	正	後	前
1 新団体設立支援		1 新団体設立支援	
区分 団体の要件		区分 団体の要件	
(1) から (3) 略			
(4) 構成員数が5人以上で、且つ、活動する拠点が市内にあること。	(4) 構成員数が5人以上で、且つ、活動する拠点が市内にあること。	(4) 活動する拠点が市内であること。	(4) 活動する拠点が市内であること。
(5) 団体を構成する者の年齢は、間わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。	(5) 団体を構成する者の年齢は、間わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。	(5) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。	(5) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。
(6) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。	(6) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。	(6) 団体を構成する者の年齢は、間わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。	(6) 団体を構成する者の年齢は、間わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画していること。
(7) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。	(7) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。	(7) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。	(7) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。
2 団体ステップアップ支援		2 団体ステップアップ支援	
区分 団体の要件		区分 団体の要件	
(1) 構成員数が5人以上で、且つ、活動する拠点が市内にあること。	(1) 構成員数が5人以上で、且つ、活動する拠点が市内にあること。	(1) 活動する拠点が市内であること。	(1) 活動する拠点が市内であること。
(2) 団体を構成する者の年齢は、間わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。	(2) 団体を構成する者の年齢は、間わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。	(2) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。	(2) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。
(3) 団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。	(3) 団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。	(3) 団体を構成する者の年齢は、間わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。	(3) 団体を構成する者の年齢は、間わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。
(4) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。	(4) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。	(4) 団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。	(4) 団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。
			(5) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。

議題（1）匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱新旧対照表
匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱等の見直しについて

	改	正	後	別表第1 (第2条、第4条関係)	改	正	前
3 協働提案型				3 協働提案型			
区分	要件等	要件等	要件等	区分	要件等	要件等	要件等
団体の要件	(1) 構成員数が5人以上で、且つ、活動する拠点が市内であること。 (2) 団体を構成する者の年齢は、間わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。 (3) 団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。 (4) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。	(1) 活動する拠点が市内であること。 (2) 構成員数が5人以上で、その構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学している者であること。 (3) 団体を構成する者の年齢は、間わないものとする。ただし、未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者又は学校の職員が参画すること。 (4) 団体結成後おおむね1年以上の活動実績があること。 (5) 法人市民税に未納がないこと。ただし、法人でない団体の場合は、当該団体の代表者の市税及び国民健康保険税に未納がないこと。					
4 子どもまちづくり提案型				4 子どもまちづくり提案型			
区分	要件等	要件等	要件等	区分	要件等	要件等	要件等
助成額	助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき100,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額	助成金の額は、次のいずれか低い額とし、市長が特に必要と認める場合を除き、1事業につき100,000円を限度とする。ただし、助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (1) 助成対象経費の3分の2以内の額で応募団体が必要とする額 (2) 活動経費の総額から、団体の事務所等の維持管理費、経常的な活動に要する費用、人件費、景品・親睦会等に係る経費、支払・支出の証明できない費用、当該事業に直接関係ない経費などを差し引いた額					

匝瑳市市民提案型事業審査基準(案)

1 事業名

2 推薦団体名

3 審査基準

総合点数

I. 先進性、合理性

項目	ポイント	確認	評価
目的・効果 (明確、適切)	・制度の趣旨に合致しているか。		
	・目的や課題は明確で適切か。		
解決手法 (合理性、独創性、 先進性)	・課題を解決する手法として合理的か。		
	・独創的なアイデアか。		
	・市内においてあまりみられない取り組みか。		
まちづくりへの寄与	・市のまちづくりにおける課題や、住み良いまちの実現に繋がるか。		

II. 協働の適合性

項目	ポイント	確認	評価
協働性	・提案者と市民活動を行う地域、団体、行政などとの役割分担は明確で適正か。		
	・協働で行うことにより、相乗効果が期待できるか。		
公益性	・公のお金を活用するにふさわしい取り組みか。		
	・事業の対象者が限定的でないか。		
	・提案者に公益的な役割を担う意欲が感じられるか。		

III. 現実性、効率性

項目	ポイント	確認	評価
計画内容 (具体性、現実性)	・スケジュールが具体的で実現的であるか。		
	・専門的な知識や経験を活用して事業を実施する計画になっているか。		
提案者の実施能力	・事業を実施することができる能力や実績があるか。		
	・事業を実施する意気込みが感じられるか。		
	・団体として自立しているか。(組織体制、活動年数、構成員数、年間予算)		
事業効果	・事業の実施により大きな効果が見込めるか。		
	・出来るだけ効果を大きくする工夫を試みようとしているか。		
継続性	・事業終了後、自主的な活動による継続や発展は期待できるか。		
事業予算の見積り (適正)	・支出の見積りは適正に行われているか。		
	・収入の見積りは適正に行われているか。		

審査基準

- ①確認点は、認められない場合「0点」 部分的に認められる場合「1点」 認められる場合「2点」
- ②評価点は確認点の合計点
- ③総合評価25点以上が、提案事業として推薦

(2) 市民協働研修（職員研修）の開催について

- 1 テーマ 協働推進の人材育成
- 2 目的 特定非営利活動法人日本NPOセンターの代表理事である萩原なつ子氏から講義をいただき、協働に対する理解を深め、地域の実情を知り、地域の声を聞き、地域との交流・連携を密にしながら、市民とともに地域課題の解決に取り組むことのできる職員を育成する。
- 3 概要 (1) 講義時間 質疑応答を含む2時間（午前・午後）
(2) 主な内容
 - ・ 庁内での協働、連携の重要性
 - ・ 行政主導の考え方から脱却する方法
 - ・ 市民と行う協働のポイント(ワールドカフェの事例から)
 - ・ その他、市民協働推進に必要である内容

[実施予定]

- 1 日時 令和2年1月30日（木）
- 2 場所 北埼市民ふれあいセンター 2階 会議室
- 3 講師 特定非営利活動法人日本NPOセンター
代表理事 萩原なつ子 氏
(詳細プロフィール別添参照)
- 4 対象者 主査以下の全職員及び市民活動団体に所属する市民

講師プロフィール



萩原 なつ子（はぎわら なつこ）
(代表理事)

<講演テーマ>

NPO の基礎、NPO と行政の協働

立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科・教授。(財)トヨタ財団アソシエイト・プログラム・オフィサー、東横学園女子短期大学助教授、宮城県環境生活部次長、武藏工業大学環境情報学部助教授等を経て、現職。著書に「市民力による知の創造と発展」。2004年より日本NPOセンター常務理事、副代表理事を経て2018年より現職。

令和元年7月24日

匝瑳市市民協働推進協議会



会長 鎌形廣行様

匝瑳市市民協働推進協議会

委員勝又康



匝瑳市市民協働推進協議会の開催について

標題について、下記を議題として開催するようお願い申し上げます。

記

- 1 匝瑳市市民協働推進協議会の活動の在り方について
- 2 市民を鼓舞する協働の定義について
- 3 市民活動サポートセンターの機能発揮について
- 4 平成31年に2回にわたり開催した検討会の総括と活動への反映方法について

